

6 高土政第1547号
令和7年3月19日

土木部各課長 様
土木部各出先機関長

土木部長

委託業務一般競争入札の公告例の改正について（通知）

このことについて、委託業務一般競争入札の公告例（令和6年3月18日付け5高土政第1508号土木部長通知）を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、主な改正内容は、下記のとおりです。

記

1 主な改正内容

総合評価方式の評価項目について、令和7年4月以降の改定内容にあわせた記載事項に改正しました。

2 施行日

この改正は、令和7年4月1日から施行し、同日以後の一般競争入札の公告において適用します。

6 高土政第1547号
令和7年3月19日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

土 木 部 長

委託業務一般競争入札の公告例の改正について（参考送付）

このことについて、委託業務一般競争入札の公告例（令和6年3月18日付け5高土政第1508号土木部長通知）を別添のとおり改正しましたので、参考送付します。

なお、主な改正内容は、下記のとおりです。

記

1 主な改正内容

総合評価方式の評価項目について、令和7年4月以降の改定内容にあわせた記載事項に改正しました。

2 施行日

この改正は、令和7年4月1日から施行し、同日以後の一般競争入札の公告において適用します。

公告 (個別事項)

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和〇年〇月〇日

高知県知事

記

第1 入札に付する事項

第2 入札参加資格

この業務の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

【注意】以下文中の「〇〇〇〇」業務及び「〇〇〇〇」部門については、特に断りのない限り、入札参加資格における業務区分及び部門を記載する。

◆単独として発注する場合の入札参加資格要件の例示

1 令和7年度高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格	業務区分	「〇〇〇〇」業務
	部門	「〇〇〇〇」部門
2 〇〇〇〇登録規程		<p>「〇〇〇〇」部門の登録を受けている者</p> <p>【注意】登録規程及び部門等の記載方法については、以下を参考として、案件に応じて求める。</p> <p>地質調査業者登録規程－地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている者</p> <p>建設コンサルタント登録規程－「〇〇〇〇」部門の登録を受けている者</p> <p>補償コンサルタント登録規程－「〇〇〇〇」部門の登録を受けている者</p>
3 営業所の所在地		<p>高知県内に本社（又は本店）又は契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）を置く者</p> <p>【注意】県内事業者を対象とする場合は、「又は契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）」を削除する。</p>
4 履行実績		<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。なお、競争性確保のため、総合評価方式で求める要件より広く求めるに努める。</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす業務の履行実績を有する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成22年度以降に、自社で受注し履行・引渡しが完了したものであること。 業務の発注者が国又は地方公共団体等であること。 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 最終契約金額（税込）が〇,〇〇〇万円以上であること。 〇〇に関する〇〇業務であること。 履行場所が高知県内であること。
5 配置予定技術者		<p>次の要件を満たす管理技術者を当該業務に配置すること。</p> <p>【注意】照査技術者が必要な業務については、「及び照査技術者」を記載すること。</p>
資 格 等		<p>1 次の(1)から(3)までの要件のうちいずれかを満たす者であること。</p> <p>(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士で、次のいずれかを満たす者であること。</p> <p>ア 建設部門で選択科目を「〇〇」とする者</p> <p>イ 総合技術監理部門で選択科目を「〇〇－〇〇」とする者</p> <p>(2) 一般社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）試験に合格し、同協会に備えるRCCM登録簿に登録されている者のうち、登録部門を「〇〇」</p>

従事実績	<p>とする者</p> <p>(3) ○○○○登録規程第3条第1号のロの規定による国土交通大臣の認定を受けている者のうち、登録部門を「○○」とする者</p> <p>2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き雇用されている者であること。</p> <p>【注意】特記仕様書又は「土木設計等委託業務に係る指名選定の取扱いについて」(平成20年3月25日付け19高建管第1151号土木部長通知)若しくは「管理技術者・照査技術者の資格要件の追加(変更)について」(平成14年3月20日付け13高土企起第95号土木企画課長通知)等により、案件に応じて記載する。</p> <p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。なお、競争性確保のため、総合評価方式で求める要件より広く求めることに努める。</p> <p>A 企業の履行実績に準じる場合</p> <p>次の要件すべてを満たす業務の従事経験を有する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「4 履行実績」に掲げる要件を満たす業務への従事実績があること。ただし、受注形態と履行場所は問わない。 2 従事役職は管理技術者、担当技術者又は照査技術者に限る。 3 従事期間が履行期間の半分を超えていない場合は、実績として認めない。 <p>B 企業の履行実績とは別の要件を設定する場合</p> <p>次の要件を一契約すべて満たす業務の従事経験を有する者であること。従事役職は管理技術者、担当技術者又は照査技術者に限る。ただし、その従事期間が履行期間の半分を超えていない場合は、実績として認めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年度以降に、自社で受注し履行・引渡しが完了したものであること。 2 業務の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 最終契約金額(税込)が○,○○○万円以上であること。 5 ○○に関する○○業務であること。 6 履行場所が高知県内であること。
------	---

【注意】履行実績は、TECRIS登録に限定しないこと。

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和○年○月○日(○)までの電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く日の午前8時から午後8時まで)。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は、最終日の午後5時とする。
	提出方法	共通事項で定める。
	掲載場所	<p>入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/ 又は○○土木事務所ホームページ (各契約機関のHPアドレスを記載)</p>

2 設計図書の閲覧方法		入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail: ○○○○○○@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	令和〇年〇月〇日(〇)午後5時
	回答期限	令和〇年〇月〇日(〇)
4 入札書の提出	入札期間	令和〇年〇月〇日(〇)から令和〇年〇月〇日(〇)までの電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く午前8時から午後8時まで)。ただし、最終日の提出期限は午後5時までとする。 なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする。 【注意】不測の事態が生じた場合に、ヘルプデスクの対応や紙入札への切替等が困難となることから、最終日の提出期限は午後5時とすること。
	入札方法	共通事項で定める。
5 開札予定	日時	令和〇年〇月〇日(〇)午前〇時から
	場所	高知県〇〇土木事務所(※第6)
6 追加書類 (落札候補者のみ)	提出先	高知県〇〇土木事務所(※第6)へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時(いずれの日も閉庁日を除く。)。

【注意】標準的な日程について(参考)

企業評価型	
申請書の提出期限	公告の日から8日後
入札書提出期限	申請書の提出期限から12日後
開札日	入札締切日の翌日
質疑の締切期日	入札締切日の9日前
最終質疑回答期限	入札締切日の4日前
追加書類提出期限	落札候補者の決定から3日後
落札決定日	開札日後速やかに(8日目途)

第4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似業務の要件及び評価項目・評価基準・配点は、下表のとおりとする。

(1) 同種・類似業務の要件(一契約すべての要件を満たすこと。)

評価区分	要件
企業の評価	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。なお、履行場所については、公告(共通事項)で定義していないため、適宜求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 実績については平成22年度以降に、成績評定については令和4年度以降に自社で受注し履行・引渡しが完了したものであること。 業務の発注者が国又は地方公共団体等であること。 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 最終契約金額(税込)が〇,〇〇〇万円以上であること。 〇〇(〇〇L=〇m以上に限る。)に関する〇〇業務であること。 履行場所が高知県内であること。

配置予定技術者の評価	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>1 企業の評価に掲げる要件を満たす業務への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態と履行場所は問わない。</p> <p>2 従事期間が履行期間の半分を超えていない場合は、評価対象としない。</p>
------------	--

【注意】履行実績は、TECRIS登録に限定しないこと。

【注意】評価項目については例示であり、「高知県土木部委託業務における総合評価方式に関する取扱要領」に基づき業務の特性に応じて選択する。

(2) 技術評価点の評価

評価項目	評価基準	配点
企業の評価	実績 有	10点
	実績 無	0点
地理的条件	主たる営業拠点 有	10点
	従たる営業拠点 有	5点
	営業拠点 無	0点
地域貢献度	災害協定 有	5点
	〃 無	0点
若手・女性技術者の雇用 ※当該業務で管理技術者になり得る資格を有する者に限る。	雇用 有	5点
	雇用 無	0点
同種・類似業務の成績評点 (令和4年度以降) ※評価対象から除外する業務について、(4)を参照。 ※高知県発注業務の実績がない場合は、国土 交通省(四国地方整備局管内)発注業務業務 に限る。	成績評定点 79点以上	10点
	〃 77点以上 79点未満	8点
	〃 75点以上 77点未満	6点
	〃 73点以上 75点未満	4点
	〃 71点以上 73点未満	2点
	〃 71点未満	0点
	成績評定点 60点未満 無	0点
業務成績評点 60点未満 (前年度実績) ※高知県発注業務に限る。	〃 有	-5点
	指名停止 無	0点
指名除外の状況 (令和6年4月1日以後公告日以前)	〃 有	-5点

配置 予定 管理 技術 者の 評 価	技術者資格 ※部門、科目的指定なし。	技術士又はR C C Mの資格 有 国土交通大臣の認定資格 有 【注意】地質調査業務の発注等においては、「又は地質調査技士」を、必要に応じて評価する。 上記の資格 無	5点 3点 0点
	継続学習制度（C P D）の取得 (取得単位数、有効期間：過去4年間)	150 単位(ポイント)以上 150 単位(ポイント)未満	5点 0点
	同種・類似業務の実績 (平成22年度以降) ※管理技術者又は担当技術者としての従事に限る。	実績 有 実績 無	5点 0点
	手持ち業務量 ※公告における請負金額500万円以上の手持ち業務件数（国県市町村を含む）。 ※管理技術者又は担当技術者としての配置に限る。	手持ち業務量 0件又は1件 〃 2件又は3件 〃 4件又は5件 〃 6件又は7件 〃 8件又は9件 〃 10件以上	5点 4点 3点 2点 1点 0点
	地理的条件 (令和4年度以降) ※高知県発注業務に限る。 ※管理技術者又は担当技術者としての従事に限る。	当該業務地域（○○土木事務所管内）での実績 有 〃 無	5点 0点
	県内在住状況	高知県内 在住 高知県外 在住	5点 0点
	同種・類似業務の成績評点 (令和4年度以降) ※高知県発注業務の実績がない場合は、国土交通省（四国地方整備局管内）発注業務に限る。 ※管理技術者又は担当技術者としての従事に限る。	成績評定点 79点以上 〃 77点以上 79点未満 〃 75点以上 77点未満 〃 73点以上 75点未満 〃 71点以上 73点未満 〃 71点未満	10点 8点 6点 4点 2点 0点
	業務成績評点60点未満 (前年度実績) ※高知県発注業務に限る。	成績評定点 60点未満 無 〃 有	0点 -5点

配置予定担当技術者の評価	技術者資格 ※部門、科目の指定なし。	技術士又はRCCMの資格 有 国土交通大臣の認定資格 有 【注意】地質調査業務の発注等においては、「又は地質調査技士」を、必要に応じて評価する。 上記の資格 無	3点 2点 0点
	継続学習制度（CPD）の取得 (取得単位数、有効期間：過去4年間)	150 単位(ポイント)以上 150 単位(ポイント)未満	3点 0点
	同種・類似業務の実績 (平成22年度以降) ※管理技術者又は担当技術者としての従事に限る。	実績 有 実績 無	3点 0点
	手持ち業務量 ※公告日における請負金額500万円以上の手持ち業務件数（国県市町村を含む）。 ※管理技術者又は担当技術者としての配置に限る。	手持ち業務量 0件 〃 1件又は2件 〃 3件又は4件 〃 5件以上	3点 2点 1点 0点
	技術者資格 ※部門、科目の指定なし。	技術士又はRCCMの資格 有 国土交通大臣の認定資格 有 上記の資格 無	5点 3点 0点
	同種・類似業務の実績 (平成22年度以降) ※管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者としての従事に限る。	実績 有 実績 無	5点 0点
	同種・類似業務の成績評点 (令和4年度以降) ※高知県発注業務の実績がない場合は、国土交通省（四国地方整備局管内）発注業務に限る。 ※管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者としての従事に限る。	成績評定点 79点以上 〃 77点以上79点未満 〃 75点以上77点未満 〃 73点以上75点未満 〃 71点以上73点未満 〃 71点未満	5点 4点 3点 2点 1点 0点
	合計	○点（合計点を30点に換算。）	

(3) 品質確保の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	30点	・開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。
	可	15点	・低入札に該当しなかった者にあっては、資料提出は求めず、「良」(満点)とする。
	不可	0点	
合計	30点		

(4) 総合評価の評価対象から除外する委託業務

高知県内において発注された公共事業のうち、令和5年9月28日以降次の各号のいずれかに該当することとなった委託業務については、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似業務の実績の有無」、「同種・類似業務の成績評定」において、評価の対象としないものとする。

- ① 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。以下同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為により課徴金納付命令（独占禁止法第7条の2第1項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった委託業務
- ② 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について課徴金の納付を命じない旨の通知（独占禁止法第7条の4第7項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった委託業務
- ③ 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定され、公正取引委員会が発した文書を受けて違反委託業務が特定されたことにより契約書の規定に基づく賠償金または違約金請求の対象となった委託業務
- ④ 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反委託業務が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった委託業務
- ⑤ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった委託業務

なお、総合評価の評価対象から除外する高知県発注委託業務の一覧表は、高知県土木部土木政策課のホームページに掲載している。

【注意】掲載がない場合には、除外する委託業務がないものとする。

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子 ファイルで添付 する書類)	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） 2 企業の評価項目一覧表（様式4） 3 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式5）</p> <p>【注意】技術提案を求める場合、以下の様式を追加すること。</p> <p>4 履行上の課題に関する所見 A4用紙1ページ以内で、本文の文字フォントサイズを10.5ポイント程度として作成すること。</p> <p>【注意】ページ数は内容に応じて変更することを妨げない。</p>
入札時に 電子ファイルで 添付する書類	なし

追加書類 (落札候補者が 提出する書類) ※持参又は郵送	1 同種業務の履行実績（様式2）及びその挙証資料
	2 配置予定技術者名簿（様式3）及びその挙証資料
	3 令和7年度高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格決定通知書の写し
	4 ○○○○登録規程により「○○○○」部門の登録を受けている証明の写し
	5 高知県内に契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）を設置している証明の写し（※高知県内に本社又は本店を置かない者のみ）
	6 総合評価方式関係資料 表紙
	7 様式4の挙証資料（様式6、8を含む。）
	8 様式5の挙証資料（様式7、9、10を含む。）
	【注意】4の記載方法については、以下を参考として、案件に応じて求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・地質調査業者登録規程により地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている証明の写し ・建設コンサルタント登録規程により「○○○○」部門の登録を受けている証明の写し ・補償コンサルタント登録規程により「○○○○」部門の登録を受けている証明の写し

第6 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-○○○○ 高知県○○市○○町○丁目○番地

高知県○○土木事務所 総務課 総務班

電話 ○○○○○○-○○-○○○○

FAX ○○○○○○-○○-○○○○

E-mail ○○○○○○@ken.pref.kochi.lg.jp

第7 その他事項

1 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

2 低入札価格調査における失格基準

低入札価格調査の失格調査において、入札価格が、有効な入札価格（予定価格以下かつ調査基準価格以上である入札価格をいう。以下同じ。）の平均の額の92%に相当する額（以下「失格基準相当額」という。）を下回る場合、当該低入札者は失格とする。有効な入札価格がない場合にあっては、調査基準価格の92%に相当する額を失格基準相当額として扱うものとする。

【注意】一般競争入札の公告において、設計内容の軽微な変更による入札の続行（建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1266号土木部長通知）第3の7に定めるところによる。）を行わないものとするときは、下記3を削除し、必要に応じて以降の番号を繰り上げること。

3 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

【注意】年度内支払を行わない場合は、下記を追記する。

4 令和7年度の支払（前金払等）については、行わない。

【注意】縦越案件については、下記を追記する。

5 契約に係る縦越明許費について、高知県議会（令和8年2月定例会）の議決及び四国財務局の縦越承認が得られない場合は、その時点に応じ、次のとおり取り扱う場合がある。

開札前・・・・・・・・開札を中止する。

開札後契約締結前・・・契約を締結しない。

契約締結後・・・・令和8年3月31日をもって契約を終了し精算する。

【注意】発注者支援業務に係る受注制限を設定する場合は下記を追加する。

6 下記業務の受注者（業務に従事する技術員の派遣元及び出向元並びに再委託先を含む。以下同じ。）及び下記業務の受注者と資本面・人事面で関係があると認められる者は、本業務の入札に参加（本業務の再委託を含む。）することができない。

上記に該当することになった者は、直ちに当該事実を申し出るものとする。

また、資本面・人事面で関係があるとは、下記に該当するものをいう。

(1)一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

(2)一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

【対象業務】

○○○○業務（○○第○○号）

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和〇年〇月〇日

高知県知事

記

第1 入札に付する事項

第2 入札参加資格

この業務の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1 令和7年度高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格	業務区分	「〇〇〇〇」業務
	部門	「〇〇〇〇」部門
2 〇〇〇〇登録規程	<p>「〇〇〇〇」部門の登録を受けている者</p> <p>【注意】登録規程及び部門等の記載方法については、以下を参考として、案件に応じて求める。</p> <p>地質調査業者登録規程－地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている者</p> <p>建設コンサルタント登録規程－「〇〇〇〇」部門の登録を受けている者</p> <p>補償コンサルタント登録規程－「〇〇〇〇」部門の登録を受けている者</p>	
3 営業所の所在地	<p>高知県内に本社（又は本店）又は契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）を置く者</p> <p>【注意】県内事業者を対象とする場合は、「又は契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）」を削除する。</p>	
4 履行実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす業務の履行実績を有する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成22年度以降に、自社で受注し履行・引渡しが完了したものであること。 業務の発注者が国又は地方公共団体等であること。 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 最終契約金額（税込）が〇,〇〇〇万円以上であること。 〇〇に関する〇〇業務であること。 履行場所が高知県内であること。 	
5 配置予定技術者	<p>次の要件を満たす管理技術者を当該業務に配置すること。</p> <p>【注意】照査技術者が必要な業務については、「及び照査技術者」を記載すること。</p>	
資 格 等	<ol style="list-style-type: none"> 次の(1)から(3)までの要件のうちいずれかを満たす者であること。 <ol style="list-style-type: none"> 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士で、次のいずれかを満たす者であること。 <ol style="list-style-type: none"> 建設部門で選択科目を「〇〇」とする者 総合技術監理部門で選択科目を「〇〇－〇〇」とする者 一般社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャー（R C C M）試験に合格し、同協会に備えるR C C M登録簿に登録されている者のうち、登録部門を「〇〇」とする者 〇〇〇〇登録規程第3条第1号のロの規定による国土交通大臣の認定を受けている者のうち、登録部門を「〇〇」とする者 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き雇用されている者であること。 <p>【注意】特記仕様書又は「土木設計等委託業務に係る指名選定の取扱いについて」（平成20年3月25日付け19高建管第1151号土木部長通知）若しくは「管理技術者・照査技術者の資格要件の追加（変更）について」（平成14年3月20日付け</p>	

	13高土企起第95号土木企画課長通知) 等により、案件に応じて記載する。
従 事 実 績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>A 企業の履行実績に準じる場合</p> <p>次の要件すべてを満たす業務の従事経験を有する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「4 履行実績」に掲げる要件を満たす業務への従事実績があること。ただし、受注形態と履行場所は問わない。 2 従事役職は管理技術者、担当技術者又は照査技術者に限る。 3 従事期間が履行期間の半分を超えていない場合は、実績として認めない。 <p>B 企業の履行実績とは別の要件を設定する場合</p> <p>次の要件を一契約すべて満たす業務の従事経験を有する者であること。従事役職は管理技術者、担当技術者又は照査技術者に限る。ただし、その従事期間が履行期間の半分を超えていない場合は、実績として認めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年度以降に、自社で受注し履行・引渡しが完了したこと。 2 業務の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 最終契約金額（税込）が○,○○○万円以上であること。 5 ○○に関する○○業務であること。 6 履行場所が高知県内であること。

【注意】履行実績は、TECRIS登録に限定しないこと。

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和○年○月○日（○）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く日の午前8時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は、最終日の午後5時とする。
	提出方法	共通事項で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/ 又は○○土木事務所ホームページ (各契約機関のHPアドレスを記載)
2 設計図書の閲覧方法		入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail: ○○○○○○○@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	令和○年○月○日（○）午後5時
	回答期限	令和○年○月○日（○）

4 入札書の提出	入札期間	令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前8時から午後8時まで）。ただし、最終日の提出期限は午後5時までとする。 なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする。 【注意】不測の事態が生じた場合に、ヘルプデスクの対応や紙入札への切替等が困難となることから、最終日の提出期限は午後5時とすること。
	入札方法	共通事項で定める。
5 開札予定	日時	令和〇年〇月〇日（〇）午前〇時から
	場所	高知県〇〇土木事務所（※第5）
6 追加書類 (落札候補者のみ)	提出先	高知県〇〇土木事務所（※第5）へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時（いずれの日も閉庁日を除く。）。

【注意】標準的な日程について（参考）

申請書の提出期限	公告の日から8日後
入札書提出期限	申請書の提出期限から9日後
開札日	入札締切日の翌日
質疑の締切期日	入札締切日の9日前
最終質疑回答期限	入札締切日の4日前
追加書類提出期限	落札候補者の決定から3日後
落札決定日	開札日後速やかに（8日目途）

第4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)	一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
入札時に電子ファイルで添付する書類	なし

追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※持参又は郵送	1 同種業務の履行実績（様式2）及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿（様式3）及びその挙証資料 3 令和7年度高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格決定通知書の写し 4 ○○○○登録規程により「○○○○」部門の登録を受けている証明の写し 5 高知県内に契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）を設置している証明の写し（※高知県内に本社又は本店を置かない者のみ）
【注意】4の記載方法については、以下を参考として、案件に応じて求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・地質調査業者登録規程により地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている証明の写し ・建設コンサルタント登録規程により「○○○○」部門の登録を受けている証明の写し ・補償コンサルタント登録規程により「○○○○」部門の登録を受けている証明の写し 	

第5 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-○○○○ 高知県○○市○○町○丁目○番地

高知県○○土木事務所 総務課 総務班

電話 ○○○○○-○○-○○○○

FAX ○○○○○-○○-○○○○

E-mail ○○○○○@ken.pref.kochi.lg.jp

第6 その他事項

- この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

【注意】一般競争入札の公告において、設計内容の軽微な変更による入札の続行（建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1266号土木部長通知）第3の7に定めるところによる。）を行わないものとするときは、下記2を削除し、必要に応じて以降の番号を繰り上げること。

- 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

【注意】年度内支払を行わない場合は、下記を追記する。

- 令和7年度の支払（前金払等）については、行わない。

【注意】繰越案件については、下記を追記する。

- 契約に係る繰越明許費について、高知県議会（令和8年2月定例会）の議決及び四国財務局の繰越承認が得られない場合は、その時点に応じ、次のとおり取り扱う場合がある。
 開札前・・・・・・開札を中止する。
 開札後契約締結前・・・契約を締結しない。
 契約締結後・・・・令和8年3月31日をもって契約を終了し精算する。

【注意】発注者支援業務に係る受注制限を設定する場合は下記を追加する。

- 下記業務の受注者（業務に従事する技術員の派遣元及び出向元並びに再委託先を含む。以下同

じ。) 及び下記業務の受注者と資本面・人事面で関係があると認められる者は、本業務の入札に参加（本業務の再委託を含む。）することができない。

上記に該当することになった者は、直ちに当該事実を申し出るものとする。

また、資本面・人事面で関係があるとは、下記に該当するものをいう。

(1)一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

(2)一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

【対象業務】

○○○○業務 (○○第○○○号)

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和〇年〇月〇日

高知県知事

記

第1 入札に付する事項

1 業務名（業務番号）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇委託業務（〇〇第〇一〇号）
2 業務場所	高知県〇〇市〇〇
3 業務内容	高知県〇〇市〇〇地内の〇〇〇における〇〇〇〇業務
4 業務概要	〇〇〇〇設計 1式
5 履行期間	〇〇〇 日
6 予定価格	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税相当額抜きの額） 【注意】委託対象金額（税込） 500万円以上は「事後公表」と記載する。
7 審査方式	事前審査方式 入札参加資格の審査を入札前に行い、参加資格が有ると認められた者が入札に参加できるものとする。
8 落札方式	価格競争
9 入札手続	建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第5条の規定による入札方法 (紙の入札書を入札箱に投かんする方法)
10 低入札価格調査 ・最低制限価格	最低制限価格を設定する。事後公表。

第2 入札参加資格

この業務の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1 令和7年度高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格	業務区分	「〇〇〇〇」業務
	部門	「〇〇〇〇」部門
2 〇〇〇〇登録規程	<p>「〇〇〇〇」部門の登録を受けている者</p> <p>【注意】登録規程及び部門等の記載方法については、以下を参考として、案件に応じて求める。</p> <p>地質調査業者登録規程－地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている者</p> <p>建設コンサルタント登録規程－「〇〇〇〇」部門の登録を受けている者</p> <p>補償コンサルタント登録規程－「〇〇〇〇」部門の登録を受けている者</p>	
3 営業所の所在地	<p>高知県内に本社（又は本店）又は契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）を置く者</p> <p>【注意】県内事業者を対象とする場合は、「又は契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）」を削除する。</p>	
4 履行実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす業務の履行実績を有する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成22年度以降に、自社で受注し履行・引渡しが完了したものであること。 業務の発注者が国又は地方公共団体等であること。 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 最終契約金額（税込）が〇,〇〇〇万円以上であること。 〇〇に関する〇〇業務であること。 履行場所が高知県内であること。 	
5 配置予定技術者	<p>次の要件を満たす管理技術者を当該業務に配置すること。</p> <p>【注意】照査技術者が必要な業務については、「及び照査技術者」を記載すること。</p>	
資 格 等	<ol style="list-style-type: none"> 次の(1)から(3)までの要件のうちいずれかを満たす者であること。 <ol style="list-style-type: none"> 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士で、次のいずれかを満たす者であること。 <ol style="list-style-type: none"> 建設部門で選択科目を「〇〇」とする者 総合技術監理部門で選択科目を「〇〇－〇〇」とする者 一般社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャー（R C C M）試験に合格し、同協会に備えるR C C M登録簿に登録されている者のうち、登録部門を「〇〇」とする者 〇〇〇〇登録規程第3条第1号のロの規定による国土交通大臣の認定を受けている者のうち、登録部門を「〇〇」とする者 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き雇用されている者であること。 <p>【注意】特記仕様書又は「土木設計等委託業務に係る指名選定の取扱いについて」（平成20年3月25日付け19高建管第1151号土木部長通知）若しくは「管理技術者・照査技術者の資格要件の追加（変更）について」（平成14年3月20日付け</p>	

	13高土企起第95号土木企画課長通知) 等により、案件に応じて記載する。
従 事 実 績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>A 企業の履行実績に準じる場合</p> <p>次の要件すべてを満たす業務の従事経験を有する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「4 履行実績」に掲げる要件を満たす業務への従事実績があること。ただし、受注形態と履行場所は問わない。 従事役職は管理技術者、担当技術者又は照査技術者に限る。 従事期間が履行期間の半分を超えていない場合は、実績として認めない。 <p>B 企業の履行実績とは別の要件を設定する場合</p> <p>次の要件を一契約すべて満たす業務の従事経験を有する者であること。従事役職は管理技術者、担当技術者又は照査技術者に限る。ただし、その従事期間が履行期間の半分を超えていない場合は、実績として認めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成22年度以降に、自社で受注し履行・引渡しが完了したこと。 業務の発注者が国又は地方公共団体等であること。 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 最終契約金額（税込）が○,○○○万円以上であること。 ○○に関する○○業務であること。 履行場所が高知県内であること。

【注意】履行実績は、TECRIS登録に限定しないこと。

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和○年○月○日（○）午後5時
	提出先	高知県○○土木事務所（※第5）
	掲載場所	○○土木事務所ホームページ (各契約機関のHPアドレスを記載)
2 設計図書の閲覧方法		○○土木事務所ホームページ (各契約機関のHPアドレスを記載)
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail: ○○○○○○@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	令和○年○月○日（○）午後5時
	回答期限	令和○年○月○日（○）
4 入札参加資格の有無の通知	通知期限	令和○年○月○日（○）
5 入札参加資格のない理由の説明要求	提出期限	令和○年○月○日（○）午後5時
	回答期限	令和○年○月○日（○）
6 入札日時・場所	日 時	令和○年○月○日（○）午前○時から
	場 所	高知県○○土木事務所 ○階会議室

【注意】標準的な日程について（参考）

申請書の提出期限	公告の日から10日後
質疑の締切期日	入札日の10日前
入札参加資格の有無の通知	（申請書提出期限の10日後）
入札参加資格無し理由の説明要求期限	入札参加資格有無の通知から3日後
入札参加資格無し理由の説明要求回答期限	入札参加資格の有無の通知から8日後
最終質疑回答期限	入札日の5日前
入札日	入札参加資格の有無の通知から7日後

第4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）</p> <p>2 同種業務の履行実績（様式2）及びその挙証資料</p> <p>3 配置予定技術者名簿（様式3）及びその挙証資料</p> <p>4 令和7年度高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格決定通知書の写し</p> <p>5 ○○○○登録規程により「○○○○」部門の登録を受けている証明の写し</p> <p>6 高知県内に契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）を設置している証明の写し（※高知県内に本社又は本店を置かない者のみ）</p> <p>【注意】5の記載方法については、以下を参考として、案件に応じて求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地質調査業者登録規程により地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている証明の写し ・建設コンサルタント登録規程により「○○○○」部門の登録を受けている証明の写し ・補償コンサルタント登録規程により「○○○○」部門の登録を受けている証明の写し
入札書の投かんに際し、提出する書類	なし

第5 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-○○○○ 高知県○○市○○町○丁目○番地

高知県○○土木事務所 総務課 総務班

電話 ○○○○○-○○-○○○○

FAX ○○○○○-○○-○○○○

E-mail ○○○○○@ken.pref.kochi.lg.jp

第6 その他事項

- この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あ

てに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

【注意】一般競争入札の公告において、設計内容の軽微な変更による入札の続行（建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1266号土木部長通知）第3の7に定めるところによる。）を行わないものとするときは、下記2を削除し、必要に応じて以降の番号を繰り上げること。

2 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

【注意】年度内支払を行わない場合は、下記を追記する。

3 令和7年度の支払（前金払等）については、行わない。

【注意】繰越案件については、下記を追記する。

4 契約に係る繰越明許費について、高知県議会（令和8年2月定例会）の議決及び四国財務局の繰越承認が得られない場合は、その時点に応じ、次のとおり取り扱う場合がある。

開札前・・・・・・開札を中止する。

開札後契約締結前・・・契約を締結しない。

契約締結後・・・・令和8年3月31日をもって契約を終了し精算する。

【注意】発注者支援業務に係る受注制限を設定する場合は下記を追加する。

5 下記業務の受注者（業務に従事する技術員の派遣元及び出向元並びに再委託先を含む。以下同じ。）及び下記業務の受注者と資本面・人事面で関係があると認められる者は、本業務の入札に参加（本業務の再委託を含む。）することができない。

上記に該当することになった者は、直ちに当該事実を申し出るものとする。

また、資本面・人事面で関係があるとは、下記に該当するものをいう。

(1)一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

(2)一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

【対象業務】

○○○○業務（○○第○○○号）

公告（共通事項）

高知県が発注する設計等委託業務について、総合評価方式一般競争入札を事後審査方式により実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種業務の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

第1 入札参加資格

この業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあっては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の再認定を受けている者。
- 3 公告の日以後落札決定前の間に、高知県建設工事等指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- 5 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、本業務に一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の間において以下の基準に該当する資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の入札参加資格を認めないこととする。

（1）資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう、以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役員
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- 6 個別事項で定める要件を満たす者。なお、履行実績については、入札参加申請時までに引渡しが完了したものであること。

第2 入札参加の方法等

この業務の入札に参加しようとする者は、以下により、申請書等提出期限までに個別事項で定める申請書等を提出しなければならない。

1 申請書等様式の取得について

入札情報公開システム又は高知県ホームページからのダウンロードによる。

＜アドレス＞（大文字・小文字は区分されるので留意すること。以下同じ。）

入札情報システム <https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/>

又は高知県ホームページ（一般競争入札（公共事業））

https://www.pref.kochi.lg.jp/category/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsuoho/ippankyoonyusatsu/

2 作成要領等

ダウンロードした様式により下記の申請書等を作成すること。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

(2) 企業の評価項目一覧表（様式4）及び配置予定技術者の評価項目一覧表（様式5）

審査を受けようとする項目に有を選択し、申請内容に関する自らの評価点を該当欄に記載すること。

申告のあった評価点は、落札候補者の「企業の評価」及び「配置予定技術者の評価」の点数について挙証資料の精査を行い、申告された内容が適当であると認められた場合に当該点数が確定するものとする。

なお、配置予定技術者の評価項目一覧表（様式5）について、申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合には、複数の候補者をもって申請することができるが、その場合には、評価値が低い者を審査対象とする。

3 提出方法

(1) 申請書等

個別事項で定める提出期間に、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること。なお、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）の提出がない者は、落札候補者となったときに失格とする。

(2) 電子ファイルの作成方法

ア 電子入札システムに添付する電子ファイルは、次のいずれかのファイル形式により

作成すること。また、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意すること。ただし、技術提案を求める総合評価方式においては、原則、下記①に限る（申請者の都合による①以外での作成は妨げないが、文字化けや白抜けなどで読めない場合の責任は、申請者が負うものとする。）。

- ① Word2010 で読み込めるファイル形式のうち、拡張子 .docx 又は拡張子 .doc で保存したもの（以下「Word ファイル」という。）
 - ② Excel2010 で読み込めるファイル形式のうち、拡張子 .xlsx 又は拡張子 .xls で保存したもの（以下「Excel ファイル」という。）（様式 4、様式 5 は、Excel ファイルを推奨とする。）
 - ③ PDF 形式のファイル
 - ④ 画像ファイル（JPEG 形式又は GIF 形式）
 - ⑤ 上記のほか、発注者が特に認めたファイル形式（必ず事前に協議すること。）
- イ 電子ファイルの圧縮を行う場合は、必ず ZIP 形式によること。
- ウ 定められた形式以外のファイル形式（自己解凍形式を含め、他の圧縮形式による圧縮ファイルを含む。）による提出は、提出がなかったものとして取り扱う。
- （3）電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合（添付ファイルの容量が 5 メガバイトを超える場合等、システムの制約による場合に限る。）は、次のとおりとすること。
- ア その電子ファイルが添付できず、別途提出する旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝え、了承を得ること。
 - イ （1）に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、申請書等提出期間の最終日の午後 5 時までに提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。
 - ウ 提出は、期限までに必着するものとし、郵便事情による場合も含めて期限後に到達したものは受理しないので、留意すること。
 - エ 提出にあたっては、申請書等の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、業務名、業務番号及び開札予定日を明記し、「申請書等」と朱書きして封かんすること（申請書等を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。
 - オ 郵便等による提出の場合は、エの封筒を折りたたまざに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「申請書等在中」と朱書きすること。

（4）提出先・期限

個別事項で定める。

なお、この公告（個別事項を含む。）における「閉序日」とは、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第 2 号）第 1 条に定める県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）をいう。

第 3 設計書等の閲覧について

1 設計書等の閲覧等

設計書等は、入札情報システムにおいて閲覧することができる。

＜アドレス＞

入札情報システム <https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/>

2 質疑応答

- （1）質疑書は Word ファイル（第 2 の 3 (2) ①に同じ。）で作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付して入札実施機関へ送付すること。

指定形式以外のファイルを添付して送付されたもの又は指定以外の方法（FAX 又は電話等）による質疑には、回答しない。

- （2）質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。

- (3) 質疑に対する回答は、質疑を行った者及び第2の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。
- (4) 質疑書提出期限・回答期限
個別事項で定める。

第4 入札方法

- 1 入札は、個別事項に定める入札期間に、電子入札システムにおいて入札金額を登録する方法で行う。
- 2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。併せて、入札システムで定める仕様により、電子くじで使用するくじ番号を登録すること。なお、くじ番号の登録がない場合のほか、電子くじの取扱いは、別に定める。落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とする。
- 3 電子入札システム又は高知県側の障害により電子入札が行えない場合には、当該入札の執行を延期することがある。
また、長期間にわたって電子入札が行えない場合には、建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第5条の規定による入札方法（紙入札書を入札箱に投かんする方法）に切り替えることがある。これらの場合には、入札参加者には別途連絡する。
- 4 入札参加者側の障害（機器の故障等）により電子入札が行えない場合には、その状況によって申請により入札書（建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知。以下同じ。）別記第1号様式。以下「入札書」という。）の使用による入札を認めることがある。
- 5 不測の事態により電子証明書の再取得手続が必要となった場合又は天災による通信障害等による場合には、申請により入札書による入札を認めることがある。
- 6 前2項で入札書の使用を認められた入札者の入札書は、開札時に入札執行者が入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後に、電子入札システムによる開札を行う。
- 7 予定価格が事後公表の入札であって、入札参加者全員の入札が予定価格を上回るなど、落札となるべき入札がない場合は、2回まで再度入札を行う。再度入札となった場合は、開札後速やかにその旨を電子メールで通知する。
- 8 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の開札日の翌日（その日が閉庁日の場合は、その日以降直近の閉庁日とする。）の午前11時とし、受付期限後に直ちに開札を行う。
入札参加者は、2から5までの方法により入札を行うこと。

第5 無効の入札

建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知。以下「心得」という。）第9条に該当した入札は、無効とする。

第6 失格の入札

心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第7 入札参加資格の喪失

次の（1）及び（2）に掲げる者のいずれかに該当した者は、この業務の入札に参加できない。既に入札を行った入札参加者については、失格とする。

（1）公告の日以後落札決定前の間に入札参加資格のいずれかを満たさなくなった者。

(2) 入札参加資格申請において、虚偽の申請をしたことが判明した者。

第8 総合評価の方法

個別事項で定める総合評価項目、評価基準及び配点の得点（技術評価点）、予定価格に対する当該入札参加者の入札価格の点（価格評価点）、品質確保の実効性を評価する点（品質確保評価点）を合計した数値（以下「評価値」という。）で評価を行う。ただし、品質確保の実効性を評価する点（品質確保評価点）についての評価は第11による。

なお、共同企業体においては、別に定めのない限り、代表構成員を評価対象とする。

(1) 技術評価点

ア 入札参加者から申告のあった評価項目の評価点数と個別事項で求めた評価項目の評価点数を用いて以下のとおり算出する。ただし、技術提案を求める総合評価方式において、提案がない者又は不適当な技術提案を行ったと判断される者については、失格とする。また、技術提案において、必要以上の過度な提案（以下「オーバースペック」という。）は、評価しない。オーバースペックの例示は、個別事項で定める。

$$\text{技術評価点} = 30 \text{点} \times (\text{技術評価の評価点数}) \div (\text{技術評価点の合計})$$

イ 評価項目は個別事項で定める。

(2) 価格評価点

ア 予定価格と当該入札参加者の入札書記載の価格を用いて、以下のとおり算出する。

$$\text{価格評価点} = 30 \text{点} \times (1 - \text{当該入札参加者の入札価格} \div \text{予定価格})$$

(3) 評価値

ア 技術評価点、価格評価点及び品質確保評価点を合計して得られた値とする。
評価値 = 技術評価点 + 価格評価点 + 品質確保評価点

(4) 評価値が最も高い者を落札候補者とし、この者の評価項目の点数・挙証資料等について精査を行い、申告された内容が適当であると認められた場合に評価値が確定する。

(5) 評価内容の担保

ア 落札者には、当該入札参加者が提案した技術提案の履行を義務づける。県は委託業務の履行中及び完了後に、技術提案の履行状況について確認・審査を行う。技術提案の履行がなされていないことにつき特に悪質と認められる場合には、虚偽の申告により落札決定を得たものとして指名停止の措置を行う。また、落札者の責により入札時の評価内容が満足できていない場合には、技術提案の評価の項目中、当初評価された項目と施工後の評価とを比較して達成されなかった項目については、1項目につき-2点の減点措置を行う。ただし、減点措置は最大-10点とする。

委託業務等成績評定の減点値 = (A - B) × (-2) 点（最大-10点とする。）

A : 入札時の技術提案の項目数

B : Aに対して履行後の評価における技術提案の項目数

第9 落札決定の方法

1 開札後、入札参加者には保留通知書（事後審査のため、入札結果を保留した旨の通知）を、落札決定後には落札者決定通知書をそれぞれ電子入札システムで送信する。

2 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値が最も高い者を落札候補者とする。

なお、予定価格の積算に疑義がある場合は、予定価格に関する積算疑義申立手続要領（平成29年5月24日付け29高土政第185号土木部長通知）に定めるところにより、落札決定後に申し立てを行うこと。

3 落札候補者に求める追加書類

開札の結果、落札候補者となった者は、個別事項で定める追加書類を提出しなければならない。

(1) 追加書類作成における共通注意事項

ア A4サイズの用紙に複写又は印刷したものを作成すること。

イ 一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報シス

テム（TECRIS）「以下「TECRIS」という。」登録内容確認書等の挙証資料については、原則としてA4サイズ1枚につき片面に2ページ分を掲載し、かつ、両面印刷（表裏合わせて4ページ分）とするが、挙証資料が少ない場合や文字が小さく内容の判読が難しい場合等は、A4サイズ1枚につき1ページ分を片面印刷、又は両面印刷とすること。

ウ 重複する挙証資料は、1部のみの提出で差し支えない。

エ 挙証資料に不足がある等で申請内容等が確認できない場合、当該部分については「実績無し」等として、該当がないものとみなす。

オ 入札実施機関契約担当との協議により、電子メール又は大容量ファイル転送システム等による提出が認められた場合には、追加書類を電子データ（PDFファイル）で提出することができる。なお、A4サイズで印刷した場合に、読めない場合の責任は、落札候補者が負うものとする。

（2）個別書類の作成における注意事項

ア 同種業務の履行実績（様式2）

企業としての同種業務の履行実績を記載すること。

業務内容の確認資料として、TECRISに登録しているTECRIS登録内容確認書の写しを添付すること。TECRIS登録内容確認書がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

イ 配置予定技術者名簿（様式3）

（ア）配置予定の管理技術者及び照査技術者について、保有資格等及び同種業務への従事経験を求められる入札にあっては、その従事経験を記載すること。

（イ）申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合には、複数の候補者を記載することができる。

（ウ）従事役職は、具体的に記載すること。

（エ）記載内容の確認資料として、健康保険証（保有していない場合は、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書等の写しを健康保険証に代えて確認資料とすることができる。）、公告において指定した資格者証、従事した業務のTECRIS登録内容確認書の写しを必ず添付すること。TECRIS登録内容確認書がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

ウ 総合評価方式関係資料の作成要領等

（ア）申請時に提出した企業の評価項目一覧表（様式4）及び配置予定技術者の評価項目一覧表（様式5）において、審査を受ける項目に有を選択した項目について、下表1から表4の「審査に必要な資料」欄に記載のものを挙証資料として添付すること。なお、同種・類似業務の成績評定において追加書類の不備がある場合は、評価点は0点とする。

（イ）総合評価方式関係資料の先頭頁には表紙を付け、その表紙には入札に参加しようとする業務の業務番号及び業務名並びに事業者名を記入すること。

表1 企業の評価

評価項目	審査に必要な資料
<p>同種・類似業務の実績</p> <p>※ 平成22年4月1日～入札参加申請日に、元請として完了・納品（引渡し）が完了したもの。</p> <p>※ 総合評価の評価対象から除外する業務については個別事項を参照。</p>	<p>○ 同種・類似業務の実績（様式6）及びTECRIS登録内容確認書の写し（TECRIS登録内容確認書等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料）。</p>

地理的条件 <p>※ 公告日において、高知県内に有する契約可能な営業拠点。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高知県内に主たる営業拠点（本社・本店）を置く者で令和7年度高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格決定通知書の写しで確認できる場合は、追加書類は不要とすることができる。 ○ 高知県内における新設又は従たる営業拠点（支店・支社・事務所・営業所）を審査対象とする場合、公告日において現に設置していることが確認できる資料（事業所施設や営業実態、納税証明等の資料）。
地域貢献度 <p>※ 入札参加申請日における高知県との災害協定。（知事名、部局長名、出先機関長名（所内事務所長名を含む。）の災害協定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害協定書等の写し及び団体の場合は、所属していることが確認できる資料。
若手・女性技術者の雇用 <p>※ 公告日における管理技術者になり得る資格を有する若手又は女性技術者の雇用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該公告委託業務の入札参加資格に示す管理技術者になり得る資格を有し、かつ41歳未満（開札日を基準）又は女性の技術者を雇用する場合には、若手・女性技術者名簿（様式8）。 ※ 若手技術者又は女性技術者を管理技術者に配置する場合は、追加書類は不要。（配置予定技術者名簿（様式3）で確認する。） ○ 公告日に申請者と直接的な雇用関係があることがわかるもの（当該技術者の健康保険被保険者証等）及び若手・女性技術者名簿の写し等。
同種・類似業務の成績評点 <p>※ 令和4年4月1日～入札参加申請日に完了・納品（引渡し）した高知県発注業務であって、同種・類似業務に該当する実績。（高知県発注業務の実績がない場合は、国土交通省（四国地方整備局管内）発注業務）</p> <p>※ 総合評価の評価対象から除外する業務については個別事項を参照。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託業務成績評定通知書、項目別評定点の写し及び同種・類似業務が確認できるTECRIS登録内容確認書の写し（TECRIS登録内容確認書等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料）。
業務成績評点 60点未満 <p>※ 前年度に評定（再評定を含む。）された高知県発注業務の同一業種及び技術者の立場に限らず、全ての成績評定を対象とする。</p>	
指名停止の状況（公告日以前） <p>※ 令和6年4月1日以後に公告を行った一般競争入札又は指名通知を行った指名競争入札において独占禁止法第3条又は刑法第96条の6の規定に違反する不正行為があったと認定された場合に限る。</p>	

表2 配置予定技術者（管理技術者）の評価

評価項目	審査に必要な資料
技術者資格 ※ 入札参加申請日において保有する資格。	○ 資格を有することを証する書類（資格登録証、証明書等）の写し。 ※ 部門、科目等を問わない。
継続学習制度（CPD）の取得 ※ 過去4年間の単位数。	○ 令和7年4月1日以降に各建設系CPD協議会が発行又は証明した学習履歴証明書の写し。（発行日、証明日、基準日等が令和7年4月1日以降であること）
同種・類似業務の実績 ※ 平成22年4月1日～入札参加申請日に、元請として完了・納品（引渡し）が完了したもの。	○ 同種・類似業務の実績（様式7）及びTECRIS登録内容確認書の写し（TECRIS登録内容確認書等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料）。
手持ち業務量 ※ 公告日における請負金額500万円以上（業務種別、共同企業体としての業務を問わない。）の手持ち業務件数（国県市町村を含む）。	○ 手持ち業務量（様式9）及びTECRIS登録内容確認書の写し（TECRIS登録内容確認書等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料）。
地理的条件 ※ 令和4年4月1日～入札参加申請日に完了・納品（引渡し）した高知県発注業務（業務種別、共同企業体としての業務を問わない。）であって、当該業務地域（土木事務所管内）での実績。	○ 当該業務地域での業務実績（様式10）及びTECRIS登録内容確認書の写し（TECRIS登録内容確認書等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料）。 ※ 県下一円を対象とする業務実績については、設計図書等により当該業務地域における業務実績（土木事務所管内）があるか判断する。
県内在住状況 ※ 公告日に高知県内に在住の技術者。	○ 高知県内に主たる営業拠点を置く者で令和7年度高知県測量建設コンサルタント等業務競争入札参加資格決定通知書の写し及び健康保険被保険者証等で公告日における雇用関係を確認できる場合は、追加書類を不要とすることができる。なお、必要に応じて免許証等の住所が確認できる資料の写しを求めることがある。
同種・類似業務の成績評点 ※ 令和4年4月1日～入札参加申請日に完了・納品（引渡し）した高知県発注業務であって、同種・類似業務に該当する実績。（高知県発注業務の実績がない場合は、国土交通省（四国地方整備局管内）発注業務）	○ 委託業務成績評定通知書、項目別評定点の写し及び同種・類似業務が確認できるTECRIS登録内容確認書の写し（TECRIS登録内容確認書等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料）。
業務成績評点60点未満 ※ 前年度に評定（再評定を含む。）された高知県発注業務の同一業種及び技術者の立場に限らず、全ての成績評定を対象とする。	

表3 配置予定技術者（担当技術者）の評価

評価項目	審査に必要な資料
技術者資格 ※ 入札参加申請日において保有する資格。	○ 資格を有することを証する書類（資格登録証、証明書等）の写し。 ※ 部門、科目等を問わない。
継続学習制度（CPD）の取得 ※ 過去4年間の単位数。	○ 令和7年4月1日以降に各建設系CPD協議会が発行又は証明した学習履歴証明書の写し。（発行日、証明日、基準日等が令和7年4月1日以降であること）
同種・類似業務の実績 ※ 平成22年4月1日～入札参加申請日に、元請として完了・納品（引渡し）が完了したもの。	○ 同種・類似業務の実績（様式7）及びTECRIS登録内容確認書の写し（TECRIS登録内容確認書等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料）。
手持ち業務量 ※ 公告日における請負金額500万円以上（業務種別、共同企業体としての業務を問わない。）の手持ち業務件数（国県市町村を含む）。	○ 手持ち業務量（様式9）及びTECRIS登録内容確認書の写し（TECRIS登録内容確認書等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料）。

表4 配置予定技術者（照査技術者）の評価

評価項目	審査に必要な資料
技術者資格 ※ 入札参加申請日において保有する資格。	○ 資格を有することを証する書類（資格登録証、証明書等）の写し。 ※ 部門、科目等を問わない。
同種・類似業務の実績 ※ 平成22年4月1日～入札参加申請日に、元請として完了・納品（引渡し）が完了したもの。	○ 同種・類似業務の実績（様式7）及びTECRIS登録内容確認書の写し（TECRIS登録内容確認書等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料）。
同種・類似業務の成績評点 ※ 令和4年4月1日～入札参加申請日に完了・納品（引渡し）した高知県発注業務であって、同種・類似業務に該当する実績。（高知県発注業務の実績がない場合は、国土交通省（四国地方整備局管内）発注業務）	○ 委託業務成績評定通知書、項目別評定点の写し及び同種・類似業務が確認できるTECRIS登録内容確認書の写し（TECRIS登録内容確認書等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料）。

4 追加書類の提出

落札候補者は、下記により個別事項で定める提出期限内に、入札実施機関へ持参又は郵送
若しくは電子メール若しくは大容量ファイル転送システム等により提出すること。

ア 追加書類の書面を封筒に入れ、封筒の表に落札候補者名、委託業務名及び業務番号を明記し、「追加書類在中」と朱書きすること。（追加書類を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）

イ 郵送の場合は必ず書留郵便とし、アの封筒を折りたたまざに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「追加書類在中」と朱書きすること。

ウ 電子メール又は大容量ファイル転送システム等の場合は、件名に「追加書類_落札

候補者名_業務名_業務番号」を明記し、追加書類を電子データ（PDFファイル）にすること。

5 落札者の決定方法

落札候補者について、その者から提出された申請書等及び追加書類の審査を行った結果、入札参加資格があり、評価値が最も高いことが認められた場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者について入札参加資格が認められなかった場合又は期限までに追加書類の提出がない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から追加書類の提出を求める、審査を行う。

また、審査の結果、落札候補者の評価値に変動があって順位が入れ替わる場合は、最も評価値が高い者を落札候補者に改め、その者に追加書類の提出を求めて審査を行う。以下、落札者が決定するまで、順に同様の手続を行う。

6 第10又は第11に該当する場合には、その調査又は評価を行った後に落札者を決定する。

7 落札者又は落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、電子入札システムによるくじを実施し、落札候補者を決定する。

第10 低入札価格調査

1 この入札では、委託業務低入札価格調査制度事務処理要領（令和6年3月18日付け5号土政第1437号副知事通知）の規定に基づき、調査基準価格及び調査基準価格を下回る入札価格の積算において失格とすべき基準（以下「失格基準」という。）を設けるとともに、低入札価格調査（失格調査及び低入札調査）を行う。

調査基準価格は、事後公表とする。

2 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）において、開札の結果自らが低入札を行っていた場合の低入札価格調査の辞退をあらかじめ申し出ることができる。入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出た入札参加者が、開札の結果低入札を行っていた場合は、その時点で当該入札参加者は失格とする。

3 入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出ておらず、開札の結果失格基準に該当しないことが確認された低入札者（以下「調査対象者」という。）は、別に指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。

なお、当該低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別に定める辞退書を提出することにより、低入札調査の辞退を申し出ることができる。

4 調査対象者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該調査対象者は失格とする。

また、調査対象者の品質確保評価について、第11の3の表1品質確保の実効性評価基準の8「業務工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、業務履行上何らかの問題があると認められるもの」に該当するものとして評価した場合において、評価値で低入札者でない他の者が最高点となることが明らかなときにおいても、その時点で調査を中止する。このとき、当該調査対象者の品質確保評価は、品質確保の実効性評価基準の8「業務工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、業務履行上何らかの問題があると認められるもの」のみに該当するものとして評価する。

なお、調査を中止するこれらの場合においては、低入札調査資料は徴収しない。

5 低入札調査では、低入札調査資料に基づく品質確保評価（第11参照）及びヒアリング調査を行い、土木部低入札価格調査制度審査会において業務委託契約締結の可否を判断して落札決定を行う。

6 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。

7 調査対象者について、低入札価格調査の結果落札者となった者には落札決定通知を、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。

- 8 この入札の参加者は、委託業務低入札価格調査制度事務処理要領を熟読のうえ、了知のこと。

第11 品質確保評価

1 評価区分

低入札者（第10の2又は4の規定に該当し失格となった者は除く。）に関して、当該入札価格水準に応じた委託業務の品質確保の実効性を評価する。低入札者以外の入札参加者は、品質確保評価は満点として評価する。

（1）品質確保の実効性

当該入札価格における積算内容で適正な履行が実現されるか、積算内訳書の提出に基づく積算根拠等により評価する。

2 品質確保評価点

品質確保の実効性について、各々「良」（30点）、「可」（15点）、「不可」（0点）とする。

3 品質確保評価基準

品質確保の実効性の評価基準は表1のとおりであり、「良」は減点指数の合計が0のものとし、「可」は減点指数の合計が6未満のもの、「不可」は減点指数の合計が6以上のものとする。

表1 品質確保の実効性評価基準

減点評価項目	減点指
1 積算内訳書の根拠となる見積書又は積算内訳書の提出がないもの（積算項目が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6
2 積算内訳書の内容と積算根拠が一致しない積算があるもの	6
3 設計図書と異なる内容で経費が計上されているもの	6
4 業務の再委託があるもの	6
5 業務内容ごとの積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
6 積算内訳書の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの（項目数を問わず、複数項目でも重複減点はしない。）	4
7 積算内訳書の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2
8 業務工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、業務履行上何らかの問題があると認められるもの	2

※3、6、7については、当該入札に係る設計図書及び高知県土木部の「設計および測量・調査業務積算資料（設計業務等標準積算基準書）」に基づき、評価する。

※8は、低入札調査の実施によって低入札でない委託業務に比べて契約締結日が遅れる場合、積算内訳書において法定福利費が計上されていない場合等に該当し、減点する。

第12 低入札業務の特例

低入札者が受注者となり履行する委託業務（以下「低入札業務」という。）では、次のとおり取り扱う。

- 1 土木設計等業務委託契約書（以下「契約書」という。）第3条に定める保証の額は業務委託料の10分の3以上、同第51条に定める契約解除に伴う違約金の額は10分の3となること。
- 2 契約書第34条に定める前金払ができる額は、業務委託料の100分の15以内となること。
- 3 契約書第9条に定める管理技術者は、専任で配置する必要があること。

- 4 契約書第53条に定める契約不適合を理由とした履行の追完又は損害賠償の請求若しくは代金の減額の請求ができる期間は、6年以内となること。
- 5 低入札業務においては、別途発注者が指示する要件により第三者による委託業務の照査を、受注者の費用負担において実施しなければならない。

第13 入札保証

免除する。

第14 契約保証

契約保証金は、高知県契約規則第39条及び第40条の規定による。
落札者が低入札者である場合は、第12の1による。

第15 その他の留意事項

- 1 この入札への参加者は、心得及び高知県建設工事電子競争入札の取扱いについて（平成22年1月15日付け21高建管第940号土木部長通知）を了知すること。
- 2 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者がない場合又は入札辞退等により入札参加者がなくなった場合には行わない。ただし、入札参加資格確認申請を行った者が1者のときは、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは、入札を行う。
- 3 この入札において一度提出された入札書は、差し替えや訂正等をすることはできない。
- 4 この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の差し替えや訂正等は認めない。
- 5 申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- 6 申請書等及び追加書類は、入札参加資格及び総合評価における評価点の確認以外の目的では、使用しない。必要によりこれを前記以外の目的で使用するときは、あらかじめ申請者の承諾を得るものとする。
- 7 入札参加者への入札参加資格があること又はないことの通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除き、個別には行わない。電子入札システムにより第2の3の入札参加資格確認申請を行って受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。
- 8 申請書等及び追加書類への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

- 9 配置予定技術者の評価対象期間について、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び同条第2号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、当該休業の取得期間を加算することができるものとする。

この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する資料を追加書類に添付して提出するものとする。対象は、入札参加資格における従事実績、総合評価の評価基準における同種・類似業務の従事実績、地理的条件、同種・類似業務の成績評定、継続学習制度（CPD）とする。

- 10 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次のいずれかに該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
- (1) 高知県建設工事等指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - (2) 高知県建設工事等指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
 - (3) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - (4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - (5) その他の事由により第1又は個別事項に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失

したとき。

(6) 予定価格に関する積算疑義申立手続要領（平成29年5月24日付け29高土政第185号土木部長通知）に定めるところにより、積算の不備等が7(2)アに該当したとき。

11 落札者は、契約締結の前に、当該業務に従事する管理技術者、**担当技術者**及び照査技術者について、別に定める「管理技術者・照査技術者届」及び「**担当技術者届**」により届け出なければならない。**(配置予定技術者として申請した者は必須)**別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取消しを行うことがある。また、契約締結後に管理技術者等の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。

12 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの土木政策課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。

13 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

公告（共通事項）

高知県が発注する設計等委託業務について、一般競争入札を事後審査方式により実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種業務の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

第1 入札参加資格

この業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあっては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の再認定を受けている者。
- 3 公告の日以後落札決定前の間に、高知県建設工事等指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- 5 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、本業務に一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の間において以下の基準に該当する資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の入札参加資格を認めないこととする。

（1）資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- （ア）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう、以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- （ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- （i）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ii）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（iii）会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役員
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- 6 個別事項で定める要件を満たす者。なお、履行実績については、入札参加申請時までに引渡しが完了したものであること。

第2 入札参加の方法等

この業務の入札に参加しようとする者は、以下により、申請書等提出期限までに個別事項で定める申請書等を提出しなければならない。

1 申請書等様式の取得について

入札情報公開システム又は高知県ホームページからのダウンロードによる。

＜アドレス＞（大文字・小文字は区分されるので留意すること。以下同じ。）

入札情報システム <https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/>

又は高知県ホームページ（一般競争入札（公共事業））

https://www.pref.kochi.lg.jp/category/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsujoho/ippankyoosonyusatsu/

2 提出方法

(1) 申請書等

個別事項で定める提出期間に、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること。なお、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）の提出がない落札候補者は失格とする。

(2) 電子ファイルの作成方法

ア 電子入札システムに添付する電子ファイルは、次のいずれかのファイル形式により作成すること。また、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意すること。

① Word2010で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.docx又は拡張子.docで保存したもの（以下「Word ファイル」という。）

② Excel2010で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.xlsx又は拡張子.xlsで保存したもの

③ PDF形式のファイル

④ 画像ファイル（JPEG形式又はGIF形式）

⑤ 上記のほか、発注者が特に認めたファイル形式（必ず事前に協議すること。）

イ 電子ファイルの圧縮を行う場合は、必ずZIP形式によること。

ウ 定められた形式以外のファイル形式（自己解凍形式を含め、他の圧縮形式による圧縮ファイルを含む。）による提出は、提出がなかったものとして取り扱う。

(3) 電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合（添付ファイルの容量が5メガバイトを超える場合等、システムの制約による場合に限る。）は、

次のとおりとすること。

- ア その電子ファイルが添付できず、別途提出する旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝え、了承を得ること。
- イ (1)に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、申請書等提出期間の最終日の午後5時までに提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。
- ウ 提出は、期限までに必着するものとし、郵便事情による場合も含めて期限後に到達したものは受理しないので、留意すること。
- エ 提出にあたっては、申請書等の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、業務名、業務番号及び開札予定日を明記し、「申請書等」と朱書きして封かんすること（申請書等を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。
- オ 郵便等による提出の場合は、エの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「申請書等在中」と朱書きすること。

(4) 提出先・期限

個別事項で定める。

なお、この公告（個別事項を含む。）における「閉庁日」とは、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に定める県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）をいう。

第3 設計書等の閲覧について

1 設計書等の閲覧等

設計書等は、入札情報システムにおいて閲覧することができる。

＜アドレス＞

入札情報システム <https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/>

2 質疑応答

- (1) 質疑書はWordファイル（第2の2（2）①に同じ。）で作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付して入札実施機関へ送付すること。

指定形式以外のファイルを添付して送付されたもの又は指定以外の方法（FAX又は電話等）による質疑には回答しない。

- (2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。

- (3) 質疑に対する回答は、質疑を行った者及び第2の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。

(4) 質疑書提出期限・回答期限

個別事項で定める。

第4 入札方法

- 1 入札は、個別事項に定める入札期間に、電子入札システムにおいて入札金額を登録する方法で行う。

- 2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。併せて、入札システムで定める仕様により、電子くじで使用するくじ番号を登録すること。なお、くじ番号の登録がない場合のほか、電子くじの取扱いは、別に定める。

落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とする。

- 3 電子入札システム又は高知県側の障害により電子入札が行えない場合には、当該入札の執行を延期することがある。

また、長期間にわたって電子入札が行えない場合には、建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第5条の規定による入札方法（紙入札書を入札箱に投かんする方法）に切り替えることがある。これらの場合には、入札参加者には別途連絡する。

- 4 入札参加者側の障害（機器の故障等）により電子入札が行えない場合には、その状況によって申請により入札書（建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知。以下同じ。）別記第1号様式。以下「入札書」という。）の使用による入札を認めることがある。
- 5 不測の事態により電子証明書の再取得手続が必要となった場合又は天災による通信障害等による場合には、申請により入札書による入札を認めることがある。
- 6 前2項で入札書の使用を認められた入札者の入札書は、開札時に入札執行者が入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後に、電子入札システムによる開札を行う。
- 7 予定価格が事後公表の入札であって、入札参加者全員の入札が予定価格を上回るなど、落札となるべき入札がない場合は、2回まで再度入札を行う。再度入札となった場合は、開札後速やかにその旨を電子メールで通知する。
- 8 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の開札日の翌日（その日が閉庁日の場合は、その日以降直近の開庁日とする。）の午前11時とし、受付期限後に直ちに開札を行う。

入札参加者は、2から5までの方法により入札を行うこと。

第5 無効の入札

建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知。以下「心得」という。）第9条に該当した入札は、無効とする。

第6 失格の入札

心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第7 入札参加資格の喪失

次の（1）及び（2）に掲げる者のいずれかに該当した者は、この業務の入札に参加できない。既に入札を行った入札参加者については、失格とする。

- （1）公告の日以後落札決定前の間に入札参加資格のいずれかを満たさなくなった者。
- （2）入札参加資格申請において、虚偽の申請をしたことが判明した者。

第8 落札決定の方法

- 1 開札後、入札参加者には保留通知書（事後審査のため、入札結果を保留した旨の通知）を、落札決定後には落札者決定通知書をそれぞれ電子入札システムで送信する。
- 2 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の入札を行った者を落札候補者とする。

なお、予定価格の積算に疑義がある場合は、予定価格に関する積算疑義申立手続要領（平成29年5月24日付け29高土政第185号土木部長通知）に定めるところにより、落札決定後に申立てを行うこと。

3 落札候補者に求める追加書類

開札の結果、落札候補者となった者は、個別事項で定める追加書類を提出しなければならない。

（1）追加書類作成における共通注意事項

ア A4サイズの用紙に複写又は印刷したものを提出すること。

イ 一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）「以下「TECRIS」という。」登録内容確認書等の挙証資料につ

いては、原則としてA4サイズ1枚につき片面に2ページ分を掲載し、かつ、両面印刷（表裏合わせて4ページ分）とするが、挙証資料が少ない場合や文字が小さく内容の判読が難しい場合等は、A4サイズ1枚につき1ページ分を片面印刷、又は両面印刷とすること。

ウ 重複する挙証資料は、1部のみの提出で差し支えない。

エ 挙証資料に不足がある等で申請内容等が確認できない場合、当該部分については「実績無し」等として、該当がないものとみなす。

オ 入札実施機関契約担当との協議により、電子メール又は大容量ファイル転送システム等による提出が認められた場合には、追加書類を電子データ（PDFファイル）で提出することができる。なお、A4サイズで印刷した場合に、読めない場合の責任は、落札候補者が負うものとする。

（2）個別書類の作成における注意事項

ア 同種業務の履行実績（様式2）

企業としての同種業務の履行実績を記載すること。

業務内容の確認資料として、TECRISに登録しているTECRIS登録内容確認書の写しを添付すること。TECRIS登録内容確認書がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

イ 配置予定技術者名簿（様式3）

（ア）配置予定の管理技術者及び照査技術者について、保有資格等及び同種業務への従事経験を求められる入札にあっては、その従事経験を記載すること。

（イ）申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合には、複数の候補者を記載することができる。

（ウ）従事役職は、具体的に記載すること。

（エ）記載内容の確認資料として、健康保険証（保有していない場合は、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書等の写しを健康保険証に代えて確認資料とすることができる。）、公告において指定した資格者証、従事した業務のTECRIS登録内容確認書の写しを必ず添付すること。TECRIS登録内容確認書がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

4 追加書類の提出

落札候補者は、下記により個別事項で示す提出期限内に入札実施機関に持参又は郵送（若しくは電子メール若しくは大容量ファイル転送システム等）により提出すること。

ア 追加書類の書面を封筒に入れ、封筒の表に落札候補者名、委託業務名及び業務番号を明記し、「追加書類在中」と朱書きすること。（追加書類を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）

イ 郵送の場合は必ず書留郵便とし、アの封筒を折りたたまざに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「追加書類在中」と朱書きすること。

ウ 電子メール又は大容量ファイル転送システム等の場合は、件名に「追加書類_落札候補者名_業務名_業務番号」を明記し、追加書類を電子データ（PDFファイル）によること。

5 落札者の決定方法

落札候補者について、その者から提出された申請書等及び追加書類の審査を行った結果、入札参加資格がある場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者について入札参加資格が認められなかった場合又は期限までに追加書類の提出がない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から追加書類の提出を求め、審査を行う。

なお、落札者が決定するまで、順に同様の手続を行う。

6 落札者又は落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、電子入札システムによるく

じを実施し、落札者を決定する。

第 9 入札保証

免除する。

第 10 契約保証

契約保証金は、高知県契約規則第 39 条及び第 40 条の規定による。

第 11 その他の留意事項

- 1 この入札への参加者は、心得及び高知県建設工事電子競争入札の取扱いについて（平成 22 年 1 月 15 日付け 21 高建管第 940 号土木部長通知）を了知すること。
- 2 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者がない場合又は入札辞退等により入札参加者がなくなった場合には行わない。ただし、入札参加資格確認申請を行った者が 1 者のときは、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは、入札を行う。
- 3 この入札において一度提出された入札書は、差し替えや訂正等をすることはできない。
- 4 この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の差し替えや訂正等は認めない。
- 5 申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- 6 申請書等及び追加書類は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。必要によりこれを前記以外の目的で使用するときは、あらかじめ申請者の承諾を得るものとする。
- 7 入札参加者への入札参加資格があること又はないことの通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除き、個別には行わない。電子入札システムにより第 2 の 2 の入札参加資格確認申請を行って受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。
- 8 申請書等及び追加書類への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

- 9 配置予定技術者の従事実績期間について、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び同条第2号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、当該休業の取得期間を加算することができるものとする。

この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する資料を追加書類に添付して提出するものとする。対象は、入札参加資格における従事実績とする。

- 10 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次のいずれかに該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。

- (1) 高知県建設工事等指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
- (2) 高知県建設工事等指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
- (3) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
- (4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
- (5) その他の事由により第1又は個別事項に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。
- (6) 予定価格に関する積算疑義申立手続要領（平成29年5月24日付け29高土政第185号土木部長通知）に定めるところにより、積算の不備等が7（2）アに該当したとき。

- 11 落札者は、契約締結の前に、当該業務に従事する管理技術者及び照査技術者について、別に定める「管理技術者・照査技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取消しを行うことがある。また、契約締結後に

管理技術者等の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。

- 12 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの土木政策課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。
- 13 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

公告（共通事項）

高知県が発注する設計等委託業務について、一般競争入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種業務の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

第1 入札参加資格

この業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあっては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の再認定を受けている者。
- 3 公告の日以後落札決定前の間に、高知県建設工事等指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- 5 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、本業務に一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の間において以下の基準に該当する資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の入札参加資格を認めないこととする。

（1）資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- （ア）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう、以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- （ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- （i）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ii）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（iii）会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役員
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- 6 個別事項で定める要件を満たす者。なお、履行実績については、入札参加申請時までに引渡しが完了したものであること。

第2 入札参加の方法等

この業務の入札に参加しようとする者は、以下により、申請書等提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿、その他必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この業務の入札に参加することができる。

1 申請書等様式の取得について

入札情報公開システム又は高知県ホームページからのダウンロードによる。

＜アドレス＞（大文字・小文字は区分されるので留意すること。以下同じ。）

入札情報システム <https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/>

又は高知県ホームページ（一般競争入札（公共事業））

https://www.pref.kochi.lg.jp/category/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsuoho/ippankyoonyusatsu/

2 作成要領

個別事項で定める提出書類を下記により作成し、提出すること。

（1）同種業務の履行実績（様式2）

ア 企業としての同種業務の履行実績を記載すること。

イ 業務内容の確認資料として、TECRISに登録しているTECRIS登録内容確認書の写しを添付すること。TECRIS登録内容確認書がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

（2）配置予定技術者名簿（様式3）

ア 配置予定の管理技術者及び照査技術者について、保有資格等及び同種業務への従事経験を求められる入札にあっては、その従事経験を記載すること。

イ 申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合には、複数の候補者を記載することができる。

ウ 従事役職は、具体的に記載すること。

エ 記載内容の確認資料として、健康保険証（保有していない場合は、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書等の写しを健康保険証に代えて確認資料とすることができる。）、公告において指定した資格者証、従事した業務のTECRIS登録内容確認書の写しを必ず添付すること。TECRIS登録内容確認書がない場合又は十分でない場合には、契

約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

- (3) 令和7年度高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格決定通知書の写しを添付すること。

3 提出期間・提出先

個別事項で定める。

なお、この公告（個別事項を含む。）における「閉庁日」とは、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に定める県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）をいう。

第3 設計書等の閲覧について

1 設計書等の閲覧等

設計書等は、入札情報システムにおいて閲覧することができる。

＜アドレス＞

入札情報システム <https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/>

2 質疑応答

- (1) 質疑書は、Word2010で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.docx又は拡張子.docで作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付して入札実施機関へ送付すること。

指定形式以外のファイルを添付して送付されたもの又は指定以外の方法（FAX又は電話等）による質疑には、回答しない。

- (2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。

- (3) 質疑に対する回答は、質疑を行った者及び第2の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。

（4）質疑書提出期限・回答期限

個別事項で定める。

第4 入札参加資格の確認等

1 入札参加資格の確認

(1) 資格確認通知

申請書の提出のあった者には、入札参加資格の確認結果を入札参加資格確認通知で通知する。確認は申請書等の提出期限の日に行うものとし、その結果は個別事項で定める日までに申請者に対して通知する。

確認通知を受けた者は、速やかに受領書を返送すること。

(2) 入札参加資格がないと認められた者

その理由について、次の要領で知事に対して説明を求めることができる。

ア 方法

書面（様式自由）を入札実施機関（個別事項で定める問い合わせ先）に持参すること。他の方法（郵送、FAX等）によるものは認めない。

イ 回答

説明を求めた者に対する回答は、書面によって行う。

2 入札参加資格の喪失

入札参加資格確認通知を受けた後、次のいずれかに該当した者は、この業務の入札に参加できない。

- (1) 入札参加資格のいずれかを満たさなくなった者。

- (2) 入札参加資格申請において、虚偽の申請をしたことが判明した者。

3 入札方法について

- (1) 入札は、指定する日時、場所に入札参加者を招集し、入札箱に入札書を投入する方法により行う。郵便等による入札は、認めない。

- (2) 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
- (3) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

第5 入札保証

免除する。

第6 無効の入札

建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知。以下「心得」という。）第9条に該当した入札は、無効とする。

第7 失格の入札

心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第8 落札決定の方法

開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、最低制限価格が設定された入札にあっては、入札書記載金額が予定価格と最低制限価格の範囲内で最も低い金額の入札を行った者を落札者とする。

なお、予定価格の積算に疑義がある場合は、予定価格に関する積算疑義申立手続要領（平成29年5月24日付け29高土政第185号土木部長通知）に定めるところにより、落札決定後に申し立てを行うこと。

第9 契約保証

契約保証金は、高知県契約規則第39条及び第40条の規定による。

第10 その他の留意事項

- 1 この入札への参加者は、心得を了知すること。
- 2 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者がない場合又は入札辞退等により入札参加者がなくなった場合には行わない。ただし、入札参加が受理された者が1者のときは、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは入札を行う。
- 3 この入札において一度提出された入札書は差し替え、訂正等をすることはできない。
- 4 この入札において提出された申請書等は返却しない。また、提出期限後の差し替えや訂正等は認めない。
- 5 申請書等の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- 6 申請書等は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。必要によりこれを前記以外の目的で使用するときは、あらかじめ申請者の承諾を得るものとする。
- 7 申請書等への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

8 配置予定技術者の従事実績期間について、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び同条第2号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、当該休業の取得期間を加算することができるものとする。

この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する資料を追加書類に添付して提出するものとする。対象は、入札参加資格における従事実績とする。

- 9 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次のいずれかに該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
- (1) 高知県建設工事等指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - (2) 高知県建設工事等指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
 - (3) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - (4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - (5) その他の事由により第1又は個別事項に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。
 - (6) 予定価格に関する積算疑義申立手続要領（平成29年5月24日付け29高土政第185号土木部長通知）に定めるところにより、積算の不備等が7（2）アに該当したとき。
- 10 落札者は、契約締結の前に、当該業務に従事する管理技術者及び照査技術者について、別に定める「管理技術者・照査技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取消しを行うことがある。また、契約締結後に管理技術者等の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。
- 11 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの土木政策課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。
- 12 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

様式一覧表（電子入札・事後審査・総合評価方式）

様式 1 (単体企業用)	一般競争入札参加資格確認申請書
様式 2 (単体企業用)	同種業務の履行実績
様式 3 (単体企業用)	配置予定技術者名簿
様式 4	企業の評価項目一覧表
様式 5	配置予定技術者の評価項目一覧表
様式 6	企業の評価に係る同種・類似業務の実績
様式 7	配置予定技術者の評価に係る同種・類似業務の実績
様式 8	若手・女性技術者名簿
様式 9	配置予定技術者の評価に係る手持ち業務量
様式 10	地理的条件における当該業務地域での業務実績

様式 1 (単体企業用)

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名

申請書作成担当者氏名
(電話番号)
(FAX番号)
(E-mail)

下記 1 の入札に参加したいので、下記 2 の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

1 入札の業務等の名称（令和〇年〇月〇日入札公告）

○○○委託業務（〇〇第●●号）

2 添付書類

(1) 同種業務の履行実績（様式 2）

(2) 配置予定技術者名簿（様式 3）

(3) 令和7年度高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格決定通知書の写し

(4) ○○○○登録規程により「○○」部門の登録を受けている証明の写し

(5) 高知県内に契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）を設置している証明の写し（※高知県内に本社又は本店のない者のみ）

(6) 企業の評価項目一覧表（様式 4）

(7) 様式 4 の挙証資料

ア ○○○○

イ ○○○○

(8) 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式 5）

(9) 様式 5 の挙証資料

ア ○○○○

イ ○○○○

(10) 開札後の低入札価格調査制度による低入札価格調査（失格調査及び低入札調査）

の実施について（※以下のいずれかを選択し、不要な項目は削除してください。）

○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を実施してください。

○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を辞退します。

(注) 1 メールアドレスには、既に県に届け出たものを記載すること。

2 (10)について、選択がない又は不明な場合は、低入札調査を辞退するものとする。

なお、低入札価格調査の実施については、低入札価格調査制度に基づく低入札調査資料の提出期限内であれば、辞退を申し出ることができること（このときは、指名停止を伴わない。）

様式2（単体企業用）

同種業務の履行実績

会社名	○○株式会社
入札対象の委託業務名 (業務番号)	○○○○委託業務 (○○第○○号)

業 務 名 称 等	委託業務名 (業務番号)	○○○○○業務 (○○第○○号)
	発注機関名	○○県○○課
	履行場所	○○県○○市○○町
	契約金額	○○○,○○○千円
	履行期間	年 月 ~ 年 月
	受注形態	単体／共同企業体名 (出資比率)
業 務 内 容		

※入札参加申請等での提出にあたっては(注)以下の記載は削除して差し支えない。
別に定める場合を除き、他の様式も同様とする。

(注)

- 1 共同企業体構成員としての履行実績は出資比率 20%以上のものに限る。
- 2 記載内容の確認資料として、TECRIS 登録内容確認書の写しを添付すること。TECRIS 登録内容確認書の写し等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式 3 (単体企業用)

配置予定技術者名簿

会社名	○○株式会社
入札対象の委託業務名 (業務番号)	○○○○委託業務 (○○第○○号)

配置予定技術者氏名	管理技術者 ○○ ○○														
生年月日	年 月 日														
保有資格	技術士 (部門 -)														
雇用年月 (雇用期間)	年 月 (○年○ヶ月)														
業務名稱等	<table border="1"> <tr> <td>委託業務名 (業務番号)</td> <td>○○○○○業務 (○○第○○号)</td> </tr> <tr> <td>発注機関名</td> <td>○○県○○課</td> </tr> <tr> <td>履行場所</td> <td>○○県○○市○○町</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>○○○,○○○千円</td> </tr> <tr> <td>履行期間</td> <td>年 月 ~ 年 月</td> </tr> <tr> <td>受注形態</td> <td>単体／共同企業体名 (出資比率)</td> </tr> <tr> <td>従事役職</td> <td></td> </tr> </table>	委託業務名 (業務番号)	○○○○○業務 (○○第○○号)	発注機関名	○○県○○課	履行場所	○○県○○市○○町	契約金額	○○○,○○○千円	履行期間	年 月 ~ 年 月	受注形態	単体／共同企業体名 (出資比率)	従事役職	
委託業務名 (業務番号)	○○○○○業務 (○○第○○号)														
発注機関名	○○県○○課														
履行場所	○○県○○市○○町														
契約金額	○○○,○○○千円														
履行期間	年 月 ~ 年 月														
受注形態	単体／共同企業体名 (出資比率)														
従事役職															
業務内容															

(注)

- 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書の写し、TECRIS 登録内容確認書の写しを添付すること。TECRIS 登録内容確認書の写し等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。
- 管理技術者、担当技術者及び照査技術者について作成すること。

(表紙)

総合評価方式関係資料

○○○○設計委託業務

(○○○○第○○○○号)

○○○○コンサルタント（株）

様式4

企業の評価項目一覧表

会社名	○○株式会社		
評価項目	審査の有無	評価の自己申告	
		件数等	評価点
同種・類似業務の実績	有	同種業務 (平成○年)	点
地理的条件(営業拠点)	有	主たる営業拠点	点
地域貢献度(災害協定)	有	災害協定 ○○協会	点
若手・女性技術者の雇用	有	41歳未満(女性)の管理 技術者になり得る者	点
同種・類似業務の業務成績評点	有	○○.○点	点
業務成績評点 60点未満	有	成績評点 60点未満	点
指名除外の状況	有	独占禁止法違反に よる指名停止	点
計			点

※入札参加申請等での提出にあたっては(注)以下の記載は削除して差し支えない。

別に定める場合を除き、他の様式も同様とする。

(注)

- 1 評価項目のうち、審査を求める項目には「有」を、審査を求める項目には「無」を選択すること。
- 2 自らの申請内容に関する評価点を一覧表の評価点欄に記載すること。なお、「件数等」欄は、様式記載の記入例を参考に自社の申告内容を簡単明瞭に記載すること。
- 3 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。
- 4 審査を受ける項目について、企業の評価に関する事項の挙証資料を、事後審査方式によらない場合にあたっては入札参加申請の際にこれを添付して提出し、事後審査方式による場合にあたっては、落札候補者となり事後審査の挙証資料を提出する際に追加提出すること。
- 5 申請内容に対する挙証資料の不足等で確認できない場合は、該当項目の加点を行わない。
- 6 自己申告について、虚偽の記載をしたことが判明した場合(悪意によるものに限る。)には、失格とともに、指名停止の措置を行うことがある。

様式5

配置予定技術者の評価項目一覧表

会社名	○○株式会社		
技術者職・氏名	管理技術者(担当技術者、照査技術者) ○○ ○○		

評価項目	審査の有無	評価の申告	
		件数等	評価点
技術者資格	有	技術士	点
継続学習制度(CPD)の取組	有	○○単位	点
同種・類似業務への従事実績の有無	有	同種業務 (平成○年)	点
手持ち業務量	有	○件	点
地理的条件(当該業務地域)	有	○○土木 事務所	点
県内在住状況	有	高知県 ○○市在住	点
従事した同種・類似業務の業務成績評点	有	○○.○点	点
業務成績評点 60 点未満	有	成績評点 60 点未満	点
計			点

(注)

- 1 配置予定技術者を複数届け出る場合は、届け出る技術者ごとにこの一覧表を作成すること。
- 2 評価項目のうち、審査を求める項目には「有」を、審査を求める項目には「無」を選択すること。
- 3 自らの申請内容に関する評価点を一覧表の評価点欄に記載すること。なお、「件数等」欄は、様式記載の記入例を参考に自社の申告内容を簡単明瞭に記載すること。
- 4 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。
- 5 審査を受ける項目について、配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を、追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあっては入札参加申請の際にこれを添付して提出し、事後審査方式による場合にあっては、落札候補者となり事後審査の挙証資料を提出する際に追加提出すること。
- 6 申請内容に対する挙証資料の不足等で確認できない場合は、該当項目の加点を行わない。
- 7 自己申告について、虚偽の記載をしたことが判明した場合(悪意によるものに限る。)には、失格とともに、指名停止の措置を行うことがある。

様式6

企業の評価に係る同種・類似業務の実績

会社名	○○株式会社
-----	--------

1	業務名(業務番号)	○○業務(○○第○○号)
	発注機関名	○○県○○課
	履行場所	○○県○○市○○町
	契約金額	○○千円
	履行期間	○年○月○日～○年○月○日
	受注形態	単体／共同企業体名(出資比率)
	業務内容(概要等)	(公告で規定する同種・類似業務の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評定	○○.○点(成績評定の審査対象外の業務は「成績評定の審査対象外」と記載すること)

(注)

- 1 共同企業体構成員としての履行実績は出資比率 20%以上のものに限る。
- 2 同種・類似業務の成績評定を審査有として申請する場合には、成績評定の審査対象とする業務を記載すること。
- 3 記載内容の確認資料として、TECRIS 登録内容確認書の写し又は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料等と併せて「委託業務成績評定通知書」を必ず添付すること。ただし、成績評定の審査対象外の業務については、「委託業務成績評定通知書」は必要なく、表中の成績評定欄に点数は記載せず、「成績評定の審査対象外」と記載すること。

様式7

配置予定技術者の評価に係る同種・類似業務の実績

会社名	○○株式会社
技術者職・氏名	管理技術者(担当技術者、照査技術者) ○○ ○○
技術者 ID	TECRIS 確認用 ID ○○○○○○○○○○○○

1	業務名(業務番号)	○○業務(○○第○○号)
	発注機関名	○○県○○課
	履行場所	○○県○○市○○町
	契約金額	○○千円
	履行期間	○年○月○日 ~ ○年○月○日
	従事期間	○年○月○日 ~ ○年○月○日
	受注形態	単体／共同企業体名(出資比率)
	従事役職	
	業務内容(概要等)	(公告で規定する同種・類似業務の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評定	○○. ○点(成績評定の審査対象外の業務は、「成績評定の審査対象外」と記載すること)

(注)

- 1 同種・類似業務の成績評定を審査有として申請する場合には、成績評定の審査対象とする業務を記載すること。
- 2 記載内容の確認資料として、TECRIS 登録内容確認書の写し又は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料等と併せて「委託業務成績評定通知書」を必ず添付すること。ただし、成績評定の審査対象外の業務については、「委託業務成績評定通知書」は必要なく、表中の成績評定欄に点数は記載せず、「成績評定の審査対象外」と記載すること。

様式8

若手・女性技術者名簿

会社名	
氏名	○○ ○○
技術者 ID	TECRIS 確認用 ID ○○○○○○○○○○○○○○
若手又は女性技術者	<input type="checkbox"/> 若手技術者(41歳未満)(生年月日:) <input type="checkbox"/> 女性技術者 ※該当する□にチェック(■または☒)
保有資格	技術士(取得年及び登録番号) RCCM(取得年及び登録番号)
雇用年月日(雇用期間)	年 月 日(○年○月)

(注)

- 記載内容の確認資料として、公告日に申請者と直接的な雇用関係があることがわかるもの(当該技術者の健康保険証等)並びに資格登録証、証明書等の写しを添付すること。
- この様式は、開札日において41歳未満である技術者(若手技術者)又は女性技術者を雇用している場合に提出すること。若手技術者又は女性技術者を管理技術者に配置する場合は、この様式の提出は必要ないこと。

様式9

配置予定技術者の評価に係る手持ち業務量

会社名	○○株式会社
技術者職・氏名	管理技術者(担当技術者) ○○ ○○
技術者 ID	TECRIS 確認用 ID ○○○○○○○○○○○○
手持ち業務量	○○件

1	業務名(業務番号)	○○業務(○○第○○号)
	発注機関名	○○県○○課
	契約金額	○○千円
	履行期間	○年○月○日 ~ ○年○月○日
	従事役職	
○	業務名(業務番号)	○○業務(○○第○○号)
	発注機関名	○○県○○課
	契約金額	○○千円
	履行期間	○年○月○日 ~ ○年○月○日
	従事役職	
○	業務名(業務番号)	○○業務(○○第○○号)
	発注機関名	○○県○○課
	契約金額	○○千円
	履行期間	○年○月○日 ~ ○年○月○日
	従事役職	
4	業務名(業務番号)	○○業務(○○第○○号)
	発注機関名	○○県○○課
	契約金額	○○千円
	履行期間	○年○月○日 ~ ○年○月○日
	従事役職	

(注)

- 手持ち業務量(公告日時点の請負金額 500 万円以上)が 1 件から 9 件の場合において、審査有として申請する場合には、対象とする業務を記載すること(0 件の場合は、手持ち業務量の件数まで記載)。
- 記載内容の確認資料として、TECRIS 登録状況の一覧(業務従事実績情報一覧等)又は TECRIS 登録内容確認書の写し若しくは契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料等を必ず添付すること。ただし、手持ち業務量が 0 件又は 10 件以上である場合には、手持ち業務量の件数まで記載し、確認資料等の添付は必要ない。
- 発注者による審査において、TECRIS 登録内容の確認により、自己申告及び確認資料と相違(申請後の契約変更による相違は含まない。)が確認された場合は、当該項目の加点を行わない(0 点)。

地理的条件における当該業務地域での業務実績

会社名	○○株式会社
技術者職・氏名	管理技術者 ○○ ○○
技術者 ID	TECRIS 確認用 ID ○○○○○○○○○○○○

業務名(業務番号)	○○業務(○○第○○号)
発注機関名	○○県○○課
履行場所	○○県○○市○○町
契約金額	○○千円
1 履行期間	○年○月○日 ~ ○年○月○日
従事期間	○年○月○日 ~ ○年○月○日
受注形態	単体／共同企業体名(出資比率)
従事役職	
業務内容(概要等)	

(注)

- 1 公告に示す場所を所管する土木事務所管内において、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を記載すること。
- 2 記載内容の確認資料として、TECRIS 登録内容確認書の写し又は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料等を必ず添付すること。

様式一覧表（紙入札・事前審査・総合評価なし）

様式 1 (単体企業用)	一般競争入札参加資格確認申請書
様式 2 (単体企業用)	同種業務の履行実績
様式 3 (単体企業用)	配置予定技術者名簿

様式 1 (単体企業用)

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名

申請書作成担当者氏名

(電話番号)

(FAX番号)

(E-mail)

下記 1 の入札に参加したいので、下記 2 の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

1 入札の業務等の名称（令和〇年〇月〇日入札公告）

○○○委託業務（○○第●●号）

2 添付書類

(1) 同種業務の履行実績（様式 2）

(2) 配置予定技術者名簿（様式 3）

(3) 令和7年度高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格決定通知書の写し

(4) ○○○○登録規程により「○○」部門の登録を受けている証明の写し

(5) 高知県内に契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）を設置している証明の写し（※高知県内に本社又は本店のない者のみ）

（注） 1 メールアドレスには、既に県に届け出たものを記載すること。

様式2（単体企業用）

同種業務の履行実績

会社名	○○株式会社
入札対象の委託業務名 (業務番号)	○○○○委託業務 (○○第○○号)

業 務 名 称 等	委託業務名 (業務番号)	○○○○○業務 (○○第○○号)
	発注機関名	○○県○○課
	履行場所	○○県○○市○○町
	契約金額	○○○,○○○千円
	履行期間	年 月 ~ 年 月
	受注形態	単体／共同企業体名 (出資比率)
業 務 内 容		

※入札参加申請等での提出にあたっては(注)以下の記載は削除して差し支えない。

別に定める場合を除き、他の様式も同様とする。

(注)

- 1 共同企業体構成員としての履行実績は出資比率20%以上のものに限る。
- 2 記載内容の確認資料として、TECRIS登録内容確認書の写しを添付すること。TECRIS登録内容確認書の写し等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式 3 (単体企業用)

配置予定技術者名簿

会社名	○○株式会社
入札対象の委託業務名 (業務番号)	○○○○委託業務 (○○第○○号)

配置予定技術者氏名	管理技術者 ○○ ○○														
生年月日	年 月 日														
保有資格	技術士 (部門 -)														
雇用年月 (雇用期間)	年 月 (○年○ヶ月)														
業務名稱等	<table border="1"> <tr> <td>委託業務名 (業務番号)</td> <td>○○○○○業務 (○○第○○号)</td> </tr> <tr> <td>発注機関名</td> <td>○○県○○課</td> </tr> <tr> <td>履行場所</td> <td>○○県○○市○○町</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>○○○,○○○千円</td> </tr> <tr> <td>履行期間</td> <td>年 月 ~ 年 月</td> </tr> <tr> <td>受注形態</td> <td>単体／共同企業体名 (出資比率)</td> </tr> <tr> <td>従事役職</td> <td></td> </tr> </table>	委託業務名 (業務番号)	○○○○○業務 (○○第○○号)	発注機関名	○○県○○課	履行場所	○○県○○市○○町	契約金額	○○○,○○○千円	履行期間	年 月 ~ 年 月	受注形態	単体／共同企業体名 (出資比率)	従事役職	
委託業務名 (業務番号)	○○○○○業務 (○○第○○号)														
発注機関名	○○県○○課														
履行場所	○○県○○市○○町														
契約金額	○○○,○○○千円														
履行期間	年 月 ~ 年 月														
受注形態	単体／共同企業体名 (出資比率)														
従事役職															
業務内容															

(注)

- 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書の写し、TECRIS 登録内容確認書の写しを添付すること。TECRIS 登録内容確認書の写し等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。
- 管理技術者、担当技術者及び照査技術者について作成すること。

様式一覧表（電子入札・事後審査・総合評価なし）

様式 1 (単体企業用)	一般競争入札参加資格確認申請書
様式 2 (単体企業用)	同種業務の履行実績
様式 3 (単体企業用)	配置予定技術者名簿

様式 1 (単体企業用)

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名

申請書作成担当者氏名

(電話番号)

(FAX番号)

(E-mail)

下記1の入札に参加したいので、下記2の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

1 入札の業務等の名称（令和〇年〇月〇日入札公告）

○○○委託業務（○○第●●号）

2 添付書類

(1) 同種業務の履行実績（様式2）

(2) 配置予定技術者名簿（様式3）

(3) 令和7年度高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格決定通知書の写し

(4) ○○○○登録規程により「○○」部門の登録を受けている証明の写し

(5) 高知県内に契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）を設置している証明の写し（※高知県内に本社又は本店のない者のみ）

（注）1 メールアドレスには、既に県に届け出たものを記載すること。

2 電子入札システムには当該様式のみを添付して申請すること。

様式2（単体企業用）

同種業務の履行実績

会社名	○○株式会社
入札対象の委託業務名 (業務番号)	○○○○委託業務 (○○第○○号)

業 務 名 称 等	委託業務名 (業務番号)	○○○○○業務 (○○第○○号)
	発注機関名	○○県○○課
	履行場所	○○県○○市○○町
	契約金額	○○○,○○○千円
	履行期間	年 月 ~ 年 月
	受注形態	単体／共同企業体名 (出資比率)
業 務 内 容		

※入札参加申請等での提出にあたっては(注)以下の記載は削除して差し支えない。

別に定める場合を除き、他の様式も同様とする。

(注)

- 1 共同企業体構成員としての履行実績は出資比率20%以上のものに限る。
- 2 記載内容の確認資料として、TECRIS登録内容確認書の写しを添付すること。TECRIS登録内容確認書の写し等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式 3 (単体企業用)

配置予定技術者名簿

会社名	○○株式会社
入札対象の委託業務名 (業務番号)	○○○○委託業務 (○○第○○号)

配置予定技術者氏名	管理技術者 ○○ ○○														
生年月日	年 月 日														
保有資格	技術士 (部門 -)														
雇用年月 (雇用期間)	年 月 (○年○ヶ月)														
業務名稱等	<table border="1"> <tr> <td>委託業務名 (業務番号)</td> <td>○○○○○業務 (○○第○○号)</td> </tr> <tr> <td>発注機関名</td> <td>○○県○○課</td> </tr> <tr> <td>履行場所</td> <td>○○県○○市○○町</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>○○○,○○○千円</td> </tr> <tr> <td>履行期間</td> <td>年 月 ~ 年 月</td> </tr> <tr> <td>受注形態</td> <td>単体／共同企業体名 (出資比率)</td> </tr> <tr> <td>従事役職</td> <td></td> </tr> </table>	委託業務名 (業務番号)	○○○○○業務 (○○第○○号)	発注機関名	○○県○○課	履行場所	○○県○○市○○町	契約金額	○○○,○○○千円	履行期間	年 月 ~ 年 月	受注形態	単体／共同企業体名 (出資比率)	従事役職	
委託業務名 (業務番号)	○○○○○業務 (○○第○○号)														
発注機関名	○○県○○課														
履行場所	○○県○○市○○町														
契約金額	○○○,○○○千円														
履行期間	年 月 ~ 年 月														
受注形態	単体／共同企業体名 (出資比率)														
従事役職															
業務内容															

(注)

- 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書の写し、TECRIS 登録内容確認書の写しを添付すること。TECRIS 登録内容確認書の写し等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。
- 管理技術者、担当技術者及び照査技術者について作成すること。